

奈良県道路整備基本計画の概要（1）

I. 「整備すべき道路のあり方」

1. 骨格幹線道路ネットワークの形成

骨格幹線道路ネットワーク

○現行計画を継承しつつ、北部・中南部における縦軸・横軸の最適化に向けた検討

- 【広域幹線道路網】〔縦軸〕京奈和自動車道(全線事業化)の事業推進
〔横軸〕名阪国道の最適利用に向けた抜本的対策等の検討
第二阪奈道路と京奈和自動車道を接続する広域ネットワークの検討
- 【県内外ネットワーク】・紀伊半島アンカールートの事業推進
・大規模広域防災拠点へのアクセス道路の検討

2. 奈良県経済の進展に対応した目的志向の道路整備の推進

① 企業立地を支援する道路整備の推進

■企業立地環境の改善

- －新たな工業ゾーンの創出
・工業団地の新たな立地が見込まれる地区等へのアクセス道路の計画・整備
- －工業団地へのアクセス道路の整備
・民間投資に合わせたアクセス道路等の整備支援

■通勤や業務移動の円滑化

- －効率的、効果的な渋滞対策の推進
・主要渋滞箇所の交差点改良における取組の推進
・ビッグデータを活用した多様な指標による分析・対策
- －バス通勤環境の向上
・道路整備によるバス通勤環境の向上

② 観光振興に資する道路整備の推進

■観光地へのアクセス性の向上

- －公共交通アクセスの強化
・バスターミナル整備
・ぐるっとバス、P&BRの実施
- －公共交通の利用環境の整備
・観光地におけるバス停の整備
・公共交通に係る情報提供システムの整備
- －公共交通を補完する交通手段の確保
・サイクルポートの設置支援やシェアサイクルの普及促進

■観光地間の周遊促進

- －ソフト施策の実施
・道の駅の活用
・観光案内サインの充実、道路案内標識の改善
- －世界遺産等を周遊するルートの形成
・世界遺産等を公共交通で広域的に周遊観光できる環境整備
- －自転車による周遊促進
・自転車走行空間の整備
・拠点施設整備、サイクリングマップの作成等
- ##### ■観光地内の回遊促進
- ・歩行者、自転車の通行環境の整備
・外国人を含めたわかりやすい観光地案内の推進

③ まちづくりに資する道路整備の推進

■道・駅・まちの一体的なまちづくり

- －乗継ぎ、乗換え利便の向上
・駅周辺整備と連携した結節点整備
・集約型の公共交通ターミナルの検討・整備
- －駅周辺の回遊まちづくり
・歩行者回遊環境の整備
・通過交通の流入抑制に資する道路整備
・駐車場の適正配置の推進

■公共交通利便の増進

- －路線バス等の利便性の向上
・バス停へのアクセス環境の改善
・バス待ち環境の改善
- －地域公共交通の維持・確保施策との連携
・路線バス等の維持・確保施策との連携

■生活空間における道路環境整備の推進

- －生活空間における歩行者・自転車利用環境の向上
・歩行者や自転車を優先した道路空間の再構築
・歩道のバリアフリー化
- －無電柱化の推進
・まちづくりと連携した無電柱化の推進

3. 安全・安心を支える道路整備の推進

■災害に強い道路の整備

- －紀伊半島アンカールートの早期整備
・事業中箇所、未事業箇所の早期整備
・国への働きかけ(権限代行、直轄編入)

－役場や災害拠点病院等へのアクセス改善

- ・役場へのアクセス道路の改良
・災害拠点病院等へのアクセス性の確保

－重要インフラの防災・減災対策の推進

- ・重要インフラの防災・減災、国土強靱化の緊急対策を推進

■老朽化に対応した適切な維持管理の実施

- －事後保全から予防保全への転換促進
・予防保全型維持管理の推進
・各種修繕計画の見直しによる管理コストの最適化

■暮らしを支える交通安全対策

- －効率的・効果的な交通安全対策
・事故危険箇所等の交通安全対策の推進
・高齢者の事故対策、踏切道対策の検討

－通学路等の安全確保

- ・通学路交通安全プログラムによる安全対策の実施
・交通安全、防犯、防災の視点を踏まえた総合的な安全対策の充実

4. 整備にあたっての条件・配慮事項

① 風格ある景観形成と環境への配慮

■観光地等における総合的な景観形成

- ・沿道まちづくりとの連携、景観条例や景観計画等の枠組みの活用
・まちづくり基本構想策定時には、「屋外広告物規制」、「植栽整備」、「無電柱化」等を検討

■設計水準の底上げ

- ・良好な景観形成に資する運用指針等の充実

■環境への配慮

- ・適切な環境保全のための措置

② 道路ストックの有効活用と効率的な整備

■既存道路の効果的活用

- ・道路利用の最大化を図るソフト施策の重視
・道の駅の活用、高速道路の有効活用

■道路ストック等による効率的な整備の推進

- ・効率的なネットワーク整備
・既設道路における道路空間の再構築

■最適なストック管理の推進

- ・補修時期、管理水準、リスク管理の最適化

③ 使い易さの追求

■分かりやすい標識案内の整備

- ・県民、国内外来訪者など様々な対象者への対応
・観光案内サインの整備(再掲)

■適時かつ的確な道路情報の提供

- ・通行規制情報発信
・道の駅における情報発信

■バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

- ・駅等の公用施設周辺のバリアフリー化の推進
・高齢者、障害者や乳幼児連れ等の移動の円滑化

④ 新たなニーズの把握

－観光地等における道路交通の実態の把握

- ・県内での移動円滑化や観光地等における回遊性向上のため、人や車の動きを把握する調査方法について検討

奈良県道路整備基本計画の概要（2）

Ⅱ.「道路整備の進め方」

1.「選択と集中」の深化と道路整備の体系化

① 段階に応じた評価の実施

■計画段階：都市計画の見直し

- ・社会経済情勢の変化に応じた都市計画道路の見直しを推進
- ・市町村と連携しつつ、都市計画見直しガイドラインに基づき、見直し検討を推進
- ・都市計画道路の必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画を見直す

■事業着手前段階：新規事業化における評価基準の充実と評価実施プロセスの徹底

－必要性の調査

- ・県土形成、地域振興等の目的に対する行政機関の取組状況や、道路整備による目的貢献度などの道路整備の必要性を確認

－優先度の判定

- ・用地買収の難易度等の事業実施環境や、市町村によるまちづくり等の関連事業の実現可能性を踏まえ、新規事業化の優先度を判定

■事業段階：事業評価の充実

－新規事業採択時評価の充実

- ・新設・改築事業について実施
- ・外部有識者を交えた公共事業評価監視委員会等の実施
- ・着手後の円滑な事業進捗を確保するため、事業環境の熟度に関する評価を充実

－事業再評価の充実

- ・従来の事業再評価対象外の箇所についても、必要性及び事業見直しに関する再評価を実施

－事後評価の充実

- ・大規模事業や分野別プラン類について、取組の効果検証

② 「選択と集中」に基づく予算・事業マネジメント

■重要事業・重要施策への重点的投資

－重要な事業への重点的投資

- ・骨格幹線道路ネットワークを形成する事業、主要プロジェクト関連事業等への重点的投資

－重要な施策への重点的投資

- ・渋滞対策や防災対策、通学路の安全対策や道路ストックの老朽化対策等の重要施策への重点的投資

■進捗管理型投資

－事業再評価を踏まえた投資

- ・停滞要因のない箇所に予算の傾斜的配分によるメリハリのある投資と早期効果発現
- ・事業再評価と連動した予算配分

■計画的な用地取得や工事の推進

－事業の進捗見通しの確保

- ・着実な事業推進を図るため、用地取得や工事の進捗管理を行うなど、事業マネジメントを徹底
- ・骨格幹線道路ネットワークにおいて、早期効果発現が期待される箇所や、主要プロジェクトの完成目標にあわせた事業箇所について土地収用法に基づく事業認定手続きを標準化

2. 連携・協働と説明責任

① 市町村等の関係機関との連携・協働

■まちづくりとしての総合性の重視

- ・地域として目指す将来像を総合的に実現する観点を重視
- ・プロジェクト型の事業の推進
- ・県と市町村との連携・協働(奈良モデル)によるまちづくりを支援する道路整備の推進

■多様な主体との連携の重視

－他の道路管理者等との連携・協働

- ・各道路管理者間の連携・協働を重視(国道、市町村道、農道、林道等との連携)
- ・垂直補完による市町村支援の強化

－交通管理者との連携・協働

- ・既存ストック活用の観点から道路整備と交通規制との一体的取組を推進

－関係行政分野や事業者との連携

- ・公園、河川など公共施設管理者やまちづくり担当部局、民間事業者等との連携

－住民等との協働

- ・通学路対策におけるPTA等との協働
- ・地域住民の参画による美化活動などの住民等との官民協働の推進

② 説明責任の重視

■積極的な県民コミュニケーション

- ・施策の内容や必要性等を積極的に分かりやすく説明
- ・県政出前トーク、ホームページ、SNS等の活用による積極的な情報発信や県民の声の把握
- ・県民や道路利用者の意見を活かした道路サービスの提供

■施策の「見える化」と県民意見の反映

- ・客観的データの活用や県民の声の反映
- ・分野別プランの策定・見直しにおける施策の「見える化」

■供用目標の宣言

- ・完了見通しが得られた箇所は、積極的に供用時期を公表

3. 契約・許認可の適正確保と品質向上

■契約手続の適正確保

－公共工事の適正な施工及び品質の確保

- ・総合評価落札方式やプロポーザル方式の本格導入

－公共工事の透明性・競争性・公平性の確保

- ・すべての建設工事及び関連する委託業務における一般競争入札及び電子入札の適用範囲の拡大

－発注単位等の工夫による効率化の推進

- ・民間事業者のノウハウや創意工夫を活用できる発注方式の推進

■許認可における適正確保

- ・道路法第24条承認など許認可の適正化の確保
- ・取扱要領等の拡充